

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会（第12回）

日 時 平成29年3月10日（金）午後3時～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 日程説明

3 請願審査

(1) 亀岡駅北スタジアム新用地購入の中止を求める請願

4 要望について

(1) 京都スタジアム（仮称）の建設予定地の変更に関する責任の明確化、スタジアム予定として購入予定地の課題、スタジアムに関する亀岡市の負担区分、スタジアムの治水対策の点検、さらに、スタジアムの利用方法なども具体的に点検され、亀岡運動公園への変更も含めて慎重に調査審議することに関する要望書

5 その他

(1) わがまちトークでの意見について



平成29年2月24日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

H29.2.24 受理
(持参)

要 望 書

件名 京都スタジアム（仮称）の建設予定地の変更に関する責任の明確化、スタジアム予定地として購入予定地の課題、スタジアムに関する亀岡市の負担区分、スタジアムの治水対策の点検、さらに、スタジアムの利用方法なども具体的に点検され、亀岡運動公園への変更も含めて慎重に調査審議されますようお願いいたします。

要望の要旨 京都スタジアム（仮称）（以下「スタジアム」という。）の建設予定地について、桂川右岸（以下「従来の予定地」という。）は、当初から環境保全などをめぐり、実現性が極めて困難となっていたにもかかわらず、また、ランニングコストさえ試算せず、強引に進められた経緯と責任が全く明確になっていません。

また、新たなスタジアム予定地は、埋め立ても完了しないうち何故購入予算を計上するのか、環境保全専門家会議の提言された地下水保全などについて、亀岡市の対応は不十分との懸念が一層深まる事態が生じております。スタジアムは全国的にも注目を集めておりますので、貴議会におかれましても、執行部の監視態勢強化と調査結果の公開について、万全を期しているかどうか、十分調査審議していただくようお願いいたします。

スタジアム用地の府の支援方法や、駐車場の確保、道路アクセス、鉄道駅の利用に関する調整事項、ゴミ処理、振動、騒音、光害対策などについて、亀岡市の負担がないのか負担区分を明確にさせるようお願いいたします。また、治水問題は、過去多くの水害被害が生じたことも踏まえて十分な対策をとるように執行部の動きについて、十分な調査審査をお願いします。

さらに、京都府は、平成28年度公共事業評価調書でサッカー以外に、ラグビー、アメフト、コンサートなどに使えると記載していますが、フィールドが使える面積があることと、実際に使ってもらえることと全く違います。この点についても市議会において、十分調査審査をお願いします。

併せて、当初の調査では、検討対象となっていた亀岡運動公園ならば、鉄道アクセス以外すべての点において優位です。何故、執行部はこの案を捨てたのか、十分調査審査いただき、亀岡運動公園に変更する最後のチャンスを活かしていただきたくお願いいたします。

具体的な要望項目 1 従来の予定地については、日本魚類学会をはじめ環境保護団体から意見書が出され、しかも、平成25年1月11日亀岡市環境政策課、府スポーツ振興室、府教育委員会文化財保護課記念物担当、府自然環境保全課との間で「亀岡サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する方針について市から事情聴取のための会議」が開催されました。

その席上、保全対策について大きな方向性、大きな考え方を示さないと、環境庁や文化庁、本府の許可も含めてストップする可能性があるとして、京都府の自然環境保全の責任者は指摘しています。

これらの経緯にかかわらず、しかも、環境保全専門家会議の調査が進む前に、従前の予定地の購入を進めた経緯と責任が全く明らかになっていません。市議会の権限を最大に発揮しこれらについて、市民に説明できる取組を進めていただきたい。

また、従前の予定地の購入後も、平成27年12月3日の全員協議会で、担当部長は「文化財保護法となると、当然アユモドキが対象となる。ただ、その法の中で許可申請が必要かどうかは調査して大きな影響があるということであれば、文化財保護法の中の許可申請ということになる。軽微な変更内容であるならば、文化庁に話すだけでよい。これについてもスタジアムが具体的にどんなものがどこにどの大きさのものが建つか決まっていないのでこれからの評価である。」と極めて無責任な答弁をしています。

予定規模が決まっているから、亀岡市都市公園条例について、都市公園法の基準が参酌基準に改正された趣旨を十分踏まえ、参酌基準を活用して、平成27年11月30日に改正の提案をしたのではないのでしょうか。3日間で、規模が未定に変わったのでしょうか。

しかも、その条例はそのまま放置されています。

この答弁は、文化財保護法の「軽微な変更」という条文趣旨を十分理解できていない、行政職員としては資質に欠けるとともに、その場限りの答弁で、責任感さえ感じられません。



これらの行為が、亀岡市に用地の二重投資という市民負担につながることを起こした大きな原因であることから当時の責任者である前市長、当時の職員の責任を明確にするとともに、あらゆる方法で、二重投資に見合う相当額を求償しないと、市民は納得できないと思われます。また、積極的に前市長の進め方について、容認した議員の方々はその責任を自覚し対応の検討をお願いします。すでに予算がないからという理由で、市民の要望が拒否されている事例が発生しています。これも市民負担の表れです。

具体的な要望項目 2：スタジアム予定地は、埋め立て、造成後の形状も見えない段階で、どのようになるのか市民には見えません。都市計画の変更も手続中です。それにもかかわらず、何故、購入を急ぐのか市民には理解ができませんし、今の段階で所有者となれば、所有者としての責任を亀岡市が持つことになり、しかも、土地区画整理組合の事業変更等に認可権を持つという極めて異常な関係が生じます。この点などについても慎重な調査審査をお願いします。

駅北土地区画整理事業地（以下「駅北地区」という。）は、市民の目につきにくくフェンス（このフェンスは、私が情報公開請求するまで道路法の手続がされず違法状態であった。）が張られている中で、埋め立て工事が進んでいますが、施工に当たり、土地区画整理事業の認可時に亀岡市が示された条件を事業者が守られているのか、駅北地区には、桂川高水敷掘削土が搬入されていますが、そのほかにも、山土と思われるものも含まれています。

他地域からの埋め立て土については、平成29年1月24日付けの部分開示決定通知書では、新名神高速道路川西インターチェンジ建設発生土は、「搬出に先立ち代表地点で「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則」第2条埋立基準に基づき測定を1回行い、基準値を満足していることを亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合に報告」と開示されましたが、盛土の搬入別の土質検査結果及び土質検査の頻度に関する資料は不存在と回答されました。

その後、市議会の要求や、南丹保健所の動きがあつて、はじめて亀岡市は土質検査データを入手している状態です。市職員は現地も確認せず、各議員の皆さんにお配りされた新名神高速道路川西インターチェンジ建設発生土については、4回調査されているが亀岡市はそれぞれの場所を確認する図面も入手していません。

埋立土質は地下水への影響もあり、また、専門家会議の提言を遵守するため、極めて大切なことであるにもかかわらず、このような亀岡市の消極的な姿勢は改めさせていただきますようお願いします。また、公共機関の発生土、民間機関の発生土についても検査結果を入手すべきです。

また、地下水脈調査は、曾我谷川の右岸上流部のJRアンダーパス部分でしか行われていません。

市民の健康と命に関わることです。議会としても、徹底した地下水脈調査の実施を行うように執行部に求められますとともに、埋め立て土砂については市職員が現場を確認し、地層ごとに適切な頻度による検査実施を求められ、検査結果の入手と積極的な監視体制の確立と、それぞれの調査結果を市民へ公開するよう求めていますようお願いします。

治水問題については、京都府の平成28年度公共事業評価調書の内容が、逆流の実態を無視しているほか、スタジアムという巨大な公共事業が先行すれば、民間開発を押さえられなくなることを考えてもいません。遊水地の機能が失われれば、今後は、亀岡が加害者と目される恐れがあります。執行部に対して、適切な対応を行うよう調査審査をお願いいたします。例えば、上野遊水池のように地役権の設定なども有効な方法と思います。

亀岡は、長い水害の歴史があります。旧日吉町民の犠牲で築かれた日吉ダムは、流域面積の39%をカバーしているだけです。しかも、洪水確立10年という水準にも達してない雑水川霞の上流が駅北地区です。そこにスタジアムをはじめ巨大な構築物をつくることは、巨大な堤防になる恐れがあります。

具体的な要望項目 3

スタジアム用地は、京都府と亀岡市が共有予定と報道資料では読むことができます。これは京都府からの補助金を受け入れることと全く違います。未来永劫3.2haは、京都府の支配を受けることになります。亀岡市としては補助金として要望すべきと思いますが、議会としてはその比較検討をして、どのように考えられるのか十分審査の上、対応願います。

また、京都府の京都スタジアム(仮称)整備事業に関する平成28年度公共事業評価調書では、「役員や選手、報道等の関係者の駐車場はスタジアム内に確保する。一般来場者の車利用は、駅周辺にある駐車場の利用状況や車両による来場者実態を把握した上で、臨時駐車場などの確保について亀岡市とも調整を図る。」としています。他地域のスタジアムでは、車椅子利用者、テレビ・ラジオ、雑誌等メディア関係者、チーム・

試合関係者、スタジアムスタッフ、緊急車両などの駐車場は500台程度必要と聞きます。スタジアム内の駐車場では不可能なこと明白です。

臨時駐車場をどこに確保するのかが道路アクセスは変わります。亀岡市としては、駐車場の問題、道路アクセスは自らの問題として検討すべきです。市民に迷惑をかけるのならば、関係地域住民、事業所等に十分説明すべきですし、また、亀岡市内の事業所、通勤・通学者のマイナス経済効果も評価すべきです。

今の道路実態では、サンガのほぼ半数の試合の帰宅時間が、通勤・通学時、集出荷時にぶつかります。土日にも集出荷される企業もあります。現在の国道9号の休日の通過交通量は約2万6千台です。1時間に平均すれば往復で千台余りです。ここに、スタジアムの車、例えば1500台が、しかも上りに集中すればどうなるでしょうか。つまり3倍の交通量になりますので、渋滞の大幅な悪化は起こるでしょう。シミュレーションを行い、解消対策を執行部にとらせるべきです。

その他に、亀岡駅北口で受け入れられる条件はあるのか、大量の人数を一気に受け入れるのに改修が必要となればその負担区分は、サッカー試合には大量のゴミが出ます。路上や商店等への放置は避けがたいです。その清掃と処分経費、近隣住民からの振動、騒音、光の害に対して対応経費、車両の誘導経費など、京都府から求められないのか、執行部に明確にさせるように調査審査をお願いいたします。

具体的な要望事項4

京都スタジアムの京都府の平成28年度公共事業評価調書でサッカー以外に、ラグビー、アメフト、コンサートなどに使えると記載していますが、使えることと、現実にそれらの試合や催事を誘致することは全く違います。

社会人ラグビートップリーグは、陸上競技場やラグビー専用球技場を使っています。サッカー場としては、ユアスタ、ヤマハ、レベスタぐらいでしょう。これらのスタジアムはスタンド下に選手等が入れる構造です。

キックボールが危険で、1mのゼロタッチの球技場ではできません。しかも、5千人も客があれば多い方です。アメフトも同様です。芝生の養生期間は2～3週間はかかります。

京都に拠点を置くラグビートップリーグチームはありません。大学ラグビーAリーグ8チームのうち京都府に拠点を持つのは同志社(京田辺)、京産大だけです。アメフトの関西大学Division1 8チームのうち京都府に拠点を持つのは京大、龍大、同志社(京田辺)だけです。Division2以下は大学のグラウンドで行います。

誘致可能でしょうか。調整はしているのでしょうか。十分な調査審査をお願いします。

コンサートについても、大阪、神戸などと競争できる要素があるのか、京都府はどう調査し、また、実施するための経費や設備も含めて、イベント会社等の需給調査をしているのか、執行部に明らかにさせていただくようにお願いいたします。

このような需給調査は不可欠です。それがないと全くの夢物語となります。

具体的な要望事項5

当初亀岡市において、候補として検討されていた亀岡運動公園は、京阪神とも道路アクセスは格段によく、他の運動施設との連携した取組、京都学園大学などとの連携、アウェイチームのアクセス、サンガ練習場・選手宿舎との近接性、いずれをとっても優れています。

確かに鉄道アクセスは悪いですが、それこそシャトルバスを使えば、亀岡の既存商店街の活性化、駅北地区にシャトル発着場を設ければ、駅北の賑わいにもつながります。亀岡の財産の緑と水がおりなす景観も守れます。

変更の最後の機会を見逃すことは、亀岡市の将来のため重大な決断です。気候変動は全国各地で従来以上の水害をもたらしています。また、駅北地区でのスタジアムの建設は、結果的に巨大な堤防を築くことになり、川東地区や駅南地域だけでなく、亀岡市街地に大きな被害をもたらす可能性をはらんでいます。

京都府が市議会の審議状況に先行して予算化し、地元説明会も十分に実施せずに、極めて拙速に事業を進めています。亀岡市議会としては、その意向に左右されることなく、全市民の負託に応えられる慎重で、責任をとれると自負される内容の調査審議をお願いいたします。



亀岡市議会議長 西口 純生様

亀岡駅北スタジアム新用地購入の中止を求める請願

スタジアム用地購入中止署名ネット

連絡先 亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館内
0771-23-0005

[請願趣旨]

亀岡市は、京都府が計画しているスタジアムの建設にあたって、用地の無償提供のために、この間曾我谷川左岸の地域(13.9ha)を約14億円で購入してきました。ところが、同地がアユモドキの環境影響調査に更に一定期間を要することから、「隣接する亀岡駅北土地区画整理事業区域内に変更するのが望ましい」(4/27環境保全専門家会議座長)との提言を受け、建設推進のため新たに亀岡駅北土地区画整理事業地(3.2ha)を約34億円で購入する意向を示しています。

当初の予定地も移転先も、環境大臣が天然記念物アユモドキの保全地域だとしており、学会や世界の環境保護団体などから建設中止を求める声があがっています。

また、このような建設計画が進めば、60億円を超えと言われる用地買収・整備に伴う財政負担、平成25年の台風18号規模で洪水が起こった場合の危険性、駅や住宅地のすぐそばに建設することによる騒音・光害・交通渋滞など、様々な市民生活における打撃が予想されます。

したがって、京都スタジアム(仮称)の亀岡駅北での建設は、いかなる理由をもってしても認めることはできません。ここに用地購入の中止を求める請願を行います。

[請願事項]

京都スタジアム(仮称)建設のための亀岡駅北土地区画整理事業地の購入ならびに京都府への提供を中止すること

名 前	住 所

取扱い団体：

* 個人情報 は 署名提出 以外には 使用 しません。

署名簿(参考資料)として
12.543筆分提出
(請願者報告)

自然環境保全課長

副課長
(自然環境担当)

亀岡サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する方針について 市からの事情聴取のための会議

日時：平成25年1月11日(金) 午前10時～12時

場所：府庁文化環境部会議室

参加：亀岡市役所環境市民部環境政策課 課長、係長、担当

府文化環境部スポーツ振興室 参事

府教育委員会文化財保護課記念物担当 副課長、主査

府文化環境部環境・エネルギー局自然環境保全課 課長、主査

会議趣旨：亀岡市内に決定したサッカースタジアム建設について、アユモドキ生息地など
に関連して亀岡市環境政策課から、今後の保全方針の方向性などについて説明を求
めたもの。

会議結果：

【亀岡市の説明】

- ◎サッカースタジアム建設に際してはアユモドキのサンクチュアリを設ける予定。
- ◎サンクチュアリについては、平成20年に専門家によるアユモドキ研究会から提言が
あったもので、今回のスタジアム建設に合わせて具体化していきたいと考えている。
- ◎現在アユモドキが遡上する用水路は、 の3川
あり、いずれも少なかつた昨年は数匹のみ確認。以前はもっと多い時もあった。普段
水はなく、フアブリダム水位が上がったときに流れ込む。その際に曾我谷川の河口
で生まれたアユモドキも上がっていき、毎年、水を引いたときに取り残される個体を
救出している。魚の習性上、遡上しているだけで、生息範囲ではない。今回のスタジ
アムで と は一部路線が分断され失われる予定。
→現に遡上して生息しているなら、それは生息範囲と見るべきでは？。用水路は生息
地でなく、失われても影響がないとまでは言えないのではないが、専門家の判断が必
要(自然・文化)
- ◎推定個体数は H20 と H24 が少なかった。 教授
 によれば、この2カ年は曾我谷川の水が少なく藻が大量に発生した
のが原因ではないかとのこと。水が動かないとエサの供給量が減るため。H21 につい
ては、曾我谷川で産卵後、分散して あたりまで遡上していた。
- ◎ 教授からは、今回のサンクチュアリ設置について賛同いただいており、特に共生
ゾーンについては、 船いと曾我谷川河口部の水田にアユモドキが上がるよう魚
道を整備して産卵場を作ってはどうかということ、亀岡市内(文化資料館など)で
アユモドキの系統保存ができる施設を整備してはどうか、との意見をいただいている。
→ 教授からこちらが聞いている意見とニュアンスが異なるように思うので、先生
のご意見を十分聞いて、再度すりあわせが必要では？(自然)

【質疑・意見】

- 府：年末、環境省近畿地方環境事務所野生物種課長らが来庁し、共生ゾーンについて、
これでは十分ではないという意見であった。これでアユモドキが生息できるという考
え方は詰められているのか？市がこの場所をスタジアムとして手を挙げた段階で、府
としては既に専門家とも協議してサンクチュアリとして十分なものを提示していると
認識していたのだが。(スポーツ振興室)
- 府：サンクチュアリとは具体的にどのようなものか。(スポーツ)
- 市：H20年に提言を受けたもので、提言の内容以上の内容はまだ検討できていない。
- 府：提言はスタジアムの話が出る前の話では？ 教授にはこのサンクチュアリの内容
で了解してもらっているのか？(スポーツ)
- 市： 教授にはサンクチュアリの設置については説明をしている。スタジアムについ
ても大まかところで理解いただいていると認識しているが、地図を見せて具体的な
話まで詰めて了解をいただいたわけではない。
- 府： 教授の了解は当然必要であるが、すべてを 教授ひとりに責任を負わせるよ
うな対応は避けるべき。
- 府：全国的な環境保護団体(日本自然保護協会)のブログで反対表明があるなど、今後、
反対運動へと発展する可能性もある。市としても覚悟を持って対処したい。(ス
ポーツ)
- 府：アユモドキの産卵にはどのような生物がいるのか調査できているか？(スポーツ)
- 市：できていない。
- 府：まずは、 先生も含めて生物系や工学系の学者者に協力を得ながら、どのような
生物がいるのかや、工法はどうやっていくのかとかなど、まずは専門家の意見を伺い
ながら保全対策を検討する必要があるのではないか。(自然)
- 府：工事の際の排水や運用後の芝生の農業なども配慮が必要で、環境省の話では岡上で
アユモドキの水路に工事のコンクリート廃水が流れ込んで大量死した件があったとの
ことである。(自然)
- 市： の上流で JR がかつで工事をした際には水質を浄化する機械を使って、河川に
排水が流れないように工夫をしていた。(市)
- 府：アユモドキも含めた保全対策として、今後ワンドや水路の整備の話もでている。更
には逆水池を埋め立てることになるので、京都市にも影響していくことになるが河川
改修も含めて亀岡市が主体的にやっていくことと考えて良いか。(スポーツ)
- 市：アユモドキの保全については主体的に亀岡でやるつもりではあるが、河川改修も含
めて何もかもというわけには行かない。ケースバイケースと考えている。
- 府：アユモドキがいるところにスタジアム構想を持ってきた段階で今回のような問題は
想定できたはず。専門家や関係課を入れて、共生ゾーンがこれだけで良いのかも含め
て議論しないと何も始まらない。(スポーツ)
- 府：この場所にはアユモドキや も含めているような生物が生息して
いる。保全対策について大きな方向性、大きな考え方を示さないと、環境省や文化庁、
本府の許可も含めてストップする可能性がある。(自然)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3～6 略

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

第五十三条 1項 略

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 ～十三

十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五以下 略

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 略

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

第四条 法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、当該き損又は喪失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は喪失し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

府：アユモドキの保全について、先ほどの市の説明で対外的な批判に対応ができるか？
大きな事業をするときは、今時は自然関係の専門家の意見を聞いて大丈夫となって初めてやり始めるのが普通。亀岡市が主体となってそこまで持っていくと行かないといけない。
今から初めて現場で動いているところを見せないと、なにも始まらない。（スポーツ）
府：市のなかでスタジアム設置と保全対策はどの課が担当していくのか？（自然）
市：市の各課にそれぞれ対応をしていくように指示が出ており、保全対策は環境が所管していくことになると思う。
府：調査から、保全対策、モニタリングを行っていく必要があり、今後かなりの経費も必要と理解しておいて欲しい。（自然）
府：調査をするのであれば通常、通年行う必要がある。少なくとも春から実施しないと通年調査ができない。（文化）
府：委員会組織を作って、学識経験者の指導を得ながら権限づけながら対策進めることが必要。これがなければ外国に対しても説得できない。（自然）
府：スタジアムの整備内容を見ても桂川の土を取ってきて水田を埋め立てるというような非現実的な内容も多く、今後桂川の対策も含めてしっかりと詰めていく必要がある。（スポーツ）
市：1月28日にアユモドキ保全について文化庁の補助事業関連の保全委員会を開催する予定であるので、この際にも話がでると思うので、意見を聞いていきたい。

【まとめ】

◎アユモドキの保全などについて、今後、専門家による委員会を設置しての検討や調査、保全対策など、具体的な取組みを府市で協力して行っていく必要があることについて、共通の認識を得た。

第5号様式（第4条関係）

不開示決定通知書

亀岡市指令士第25号
平成29年1月24日

松尾寛治様

亀岡市長 桂川 孝 裕



平成29年1月10日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、亀岡市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称	1 亀岡駅北土地区画整理事業において、亀岡駅北口広場、都市計画街路亀岡駅北線等が、亀岡駅北土地区画整理組合又は業務代行者によってフェンス等で占用されているが、その一切の資料 2 1の占用の資料がない場合は、その根拠資料及びその理由書
開示しない理由	1 文書不存在 2 別紙のとおり
所管課等	土木建築部土木管理課 電話番号(0771)25-5043
備考	

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

理由書

亀岡駅北土地区画整理組合が、市道亀岡駅北線に設置しているフェンスについては、道路法に基づく手続きがされておらず、現在、早急に手続きをするよう行政指導しているところです。

第3号様式(第4条関係)

開示決定通知書

亀岡市指令都整第10号
平成29年2月22日

松尾 寛治 様

亀岡市長 桂川 孝裕 印



平成29年2月10日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定しましたので、亀岡市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称	①亀岡駅北土地区画整理事業地の盛土計画の搬入別土量、土質検査結果及び土質検査の頻度に関する資料	
	②土質検査を行っていない搬入先及びその土量並びに検査を行っていない理由に関する資料	
③京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則に基づく埋立基準遵守や埋立ての状況など、土砂の埋立てに関する京都市関係機関や他機関との協議、相談状況、実地調査結果に関する資料		
公文書の開示の日時及び場所	日時	平成29年2月22日 午後1時
	場所	亀岡市役所 市民情報コーナー
所管課等	都市整備課 電話番号(0771)25-5076(内線3334)	
備考		

(注)

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課等に連絡してください。

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

	市長	副市長	部長	担当部長	総務担当課長	課長	担当課長	主幹	記録
区分	/	/	桂	〇	〇	〇	〇	〇	〇
C	/	/	桂	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合議・供覧									
協議報告書									
日時	平成29年2月7日(火) 午前10時00分から午前11時00分まで								
場所	京都府南丹保健所事務室								
内容	亀岡駅北土地区画整理事業の土砂搬入に係る南丹保健所との協議								
出席者	相手方	京都府南丹保健所: 木下主査、河原技師							
	組合事務局	清水建設: 清野課長(組合事務局長)、森田事務局次長							
	亀岡市	都市整備課: 山内担当課長、大西係長							
内 容									
【目的】 亀岡駅北土地区画整理事業での盛土に係る京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手続きについては、組合が事前に南丹保健所に土地区画整理組合が施行者であることから、許可を受ける必要がないことを確認しておりますが、市民から南丹保健所に対し、同条例第9条に該当しない土砂で埋立てを行っているか確認して欲しいとの話しがあったため、今回、組合に対し説明を求められました。亀岡市も土地区画整理事業の技術支援の立場から、組合の説明の場に同席しました。									
【内容】 南丹保健所 京都市の土砂条例のことは、先方もよくわかっている。今回の事業が土地区画整理事業であるため、届け出義務がないことも承知している。ただ、条例のうち、第9条の埋立基準に適合している土砂で盛土されているかについてのみ、問い合わせをしてきている。どのように土砂を管理しているかを教えていただきたい。									
組合 本事業での盛土量は、全体で約48万m ³ 。そのうち約30万m ³ については、桂川の改修事業で発生する高水敷掘削土。これについては平成28年末に1度土質検査を行い、土砂条例の埋立基準値内であることを確認している。他に市や国などの公共発生土も少量であるが受入れており、埋立基準に適合しているかは、口頭で確認している。また、民間からも土砂を受入れており、任意に土質検査を行い、埋立基準値内であることを確認している。この土質検査結果は、本日持って来ているが、南丹保健所がこの件をどのように処理されるのかを知りたい。									
亀岡市 同様の内容で市へも問い合わせがあるので、市としても南丹保健所の対応を確認したい。									
南丹保健所 土質検査項目は、どのようなものか。									

岩石・土壌への対応マニュアル

(暫定版)

4.6 試料の採取

地質試料の採取は、スクリーニング試験、溶出試験等を適切に実施できるように行う。一方、水質試料の採取は、地下水のバックグラウンド値等を求めるための試験、工事の影響および対策の効果を把握するための試験を適切に実施できるように行う。

(1) 地質試料の採取

ここでいう地質試料とは、岩石・土壌試料のことである。地質試料の採取は、目的に応じて適切に行う。

地質試料の採取は、露頭、ボーリングコア、工事施工箇所ののり面・切羽、掘削すりなどから適宜行う。採取する地質試料の量は、試料内のばらつきを少なくするために、数kg以上とする。ただし、ボーリングコアなど、採取量が限られる場合は、コアの保存なども考慮し、適切な量とする。採取した地質試料は酸化を防ぐために密閉できる容器か袋に保存し、できるだけ空気との接触を避けるようにする。特に細粒の黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれている場合には、酸化防止のための細心の留意を払う。

1) スクリーニング試験に用いる地質試料の採取

試料採取は対象地域の構成地質のすべてを網羅するように行い、同一の構成地質について、自然由来重金属等の全含有量のばらつきを把握するため、同一構成地質毎に、空間的に偏りのないよう複数点の地質試料を採取する。

同一構成地質であっても、粒度および鉱物組成が異なるもの、風化および変質の程度が異なるものが対象地域に存在する場合には、必要に応じて粒度ごと、鉱物組成ごと、風化および変質の程度ごとに地質試料を採取する。さらに、同一構成地質で粒度、鉱物組成、風化程度、変質程度が同じもののなかでのばらつきをみるために、同一の粒度などの試料について2試料以上の採取を行う。スクリーニング試験用試料の採取は、施工前段階では、地質調査時に岩石・土壌の全含有量バックグラウンド値を求めるための地質試料採取と併用して行うと効率的である。

2) 岩石・土壌の全含有量バックグラウンド値試験に用いる地質試料の採取

対象地域周辺でどの地域がバックグラウンドとなるかは、以降の溶出試験などを行って対象地域周辺における自然由来の重金属等の特性に関する全体像を明らかにする必要があるが、施工前段階では資料等調査および地質調査の結果からバックグラウンドとなる構成地質を選定し、その構成地質について自然由来重金属等の全含有量のばらつきを把握するために複数地点から地質試料の採取を行う。岩石・土壌の全含有量バックグラウンド値を求めるための試験に用いる地質試料の採取は、スクリーニング試験用の地質試料採取と兼ねることが効率的である。

3) 溶出試験に用いる地質試料の採取

溶出試験に用いる試料の採取は、スクリーニング試験の結果、基準値を超えた構成地質を中心に行う。該当する構成地質における自然由来重金属等の溶出量のばらつきを把握するため、複数の地質試料を採取する。複数試料の採取の考え方は、スクリーニング試験に用いる地質試料の採取と同じである。

4) その他の試験に用いる地質試料の採取

その他の試験としては、構成地質の岩石記載学的な試験（薄片の顕微鏡観察）、鉱物分析、化学分析、透水試験などがある。これらの試験の結果は、上記の3種類の試験と関連づけることが肝要であり、上記3種類の試験に用いた地質試料の一部を縮分、分割などして試験に供する。

(2) 水質試料の採取

水質試料の採取は、目的に応じて適切に行う。

1) 地下水および表流水のバックグラウンド値を求めるための試験に用いる水質試料の採取

地下水および表流水のバックグラウンド値を求めるための試験に用いる水質試料の採取は、資料等調査および水文調査の結果から水に関するバックグラウンドとなっていると推定される箇所から行う。

2) 工事の影響および対策の効果を把握するための試験に用いる水質試料の採取

工事の影響および対策の効果を把握するための試験、いわゆるモニタリングのための水質試料は、それぞれ適切な箇所から採取する。

平成22年3月

建設工事における自然由来重金属等含有土砂への
対応マニュアル検討委員会

組合

条例に準じて、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロムなど、規程の項目を検査しており、検査結果については、すべて基準値以下であり問題ないことを確認している。

南丹保健所

了解した。先方へは組合から説明を受け、盛土材の管理については次のように確認したと回答する。
「京都府の搬入土は、平成28年度に1回土質検査を行っており問題ない土砂であることを確認している。国や市からの土砂は、少量であり土質検査は行っていないが、搬入者側からは問題ない土砂であることを口頭で確認している。NEXCO西日本や民間からの土砂は、搬入前に土質検査結果を貰い、それを確認している。なお、NEXCO西日本は複数回土質検査を実施されており、それも確認している。」

もし、問合せがあった市民から、土質検査結果の開示を求められた場合は、組合へ直接連絡するように回答してもよいか。

組合

組合に問い合わせてもらうのはかまわないが、利害関係者でもない人への情報開示は、法的に開示する必要が無い書類であるため、組合の役員会などで開示の有無を決定する必要がある。

南丹保健所

了解した。

※後日（2月10日）、組合からNEXCO西日本の土質検査結果10月、11月、12月分を資料として提出があり、埋立基準の基準値内であることを確認しました。（別添資料）

《参考》

- ・ 5月分：川西インター線No.6.1（搬出エリア）
- ・ 10月分：本川STA. 44+60（搬出エリア）
- ・ 11月分：本川STA. 44+40（搬出エリア）
- ・ 12月分：Bランプ 2+10（搬出エリア）

自然環境保全課長

副課長
(自然環境担当)

亀岡サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する方針について 市からの事情聴取のための会議

日時：平成25年1月11日（金）午前10時～12時

場所：府庁文化環境部会議室

参加：亀岡市役所環境市民部環境政策課 課長、係長、担当

府文化環境部スポーツ振興室 参事

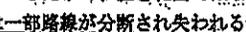
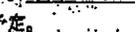
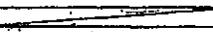
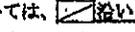
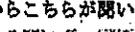
府教育委員会文化財保護課記念物担当 副課長、主査

府文化環境部環境・エネルギー局自然環境保全課 課長、主査

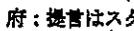
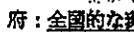
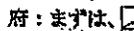
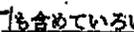
会議趣旨：亀岡市内に決定したサッカースタジアム建設について、アユモドキ生息地などに関連して亀岡市環境政策課から、今後の保全方針の方向性などについて説明を求めたもの。

会議結果：

【亀岡市の説明】

- ◎サッカースタジアム建設に際してはアユモドキのサンクチュアリを設ける予定。
- ◎サンクチュアリについては、平成20年に専門家によるアユモドキ研究会から提言があったもので、今回のスタジアム建設に合わせて具体化していきたいと考えている。
- ◎現在アユモドキが遡上する用水路は、の3川あり、いずれも少なかつた昨年は数匹のみ確認。以前はもっと多い時もあった。普段水はなく、ファブリダムの水位が上がったときに流れ込む。その際に普我谷川の河口で生まれたアユモドキも上がっていき、毎年、水を引いたときに取り残される個体を救出している。魚の習性上、遡上しているだけで、生息範囲ではない。今回のスタジアムでとは一部路線が分断され失われる予定。
→現に遡上して生息しているなら、それは生息範囲と見るべきでは？。用水路は生息地でなく、失われても影響がないとまでは言えないのではないかと、専門家の判断が必要（自然・文化）
- ◎推定個体数はH20とH24が少なかつた。教授 によれば、この2カ年は普我谷川の水が少なく養が大量に発生したのが原因ではないかとのこと。水が動かないとエサの供給量が減るため、H21については、普我谷川で産卵後、分散してあたりまで遡上していた。
- ◎教授からは、今回のサンクチュアリ設置について質問いただいております。特に共生ゾーンについては、沿いと普我谷川河口部の水田にアユモドキが上がるよう魚道を整備して産卵場を作ってはどうかということと、亀岡市内（文化資料館など）でアユモドキの系統保存ができる施設を整備してはどうか、との意見をいただいている。
→教授からこちらが聞いている意見とニュアンスが異なるように思うので、先生のご意見を十分聞いて、再度すりあわせが必要では？（自然）

【質疑・意見】

- 府：年末、環境省近畿地方環境事務所野生物理課長が来庁し、共生ゾーンについて、これでは十分ではないという意見であった。これでアユモドキが生息できるという考え方は結められているのか？市がこの場所をスタジアムとして手を挙げた段階で、府としては既に専門家とも協議してサンクチュアリとして十分なものを提示していると認識していたのだが。（スポーツ振興室）
- 府：サンクチュアリとは具体的にどのようなものか。（スポーツ）
- 市：H20年に提言を受けたもので、提言の内容以上の内容はまだ検討できていない。
- 府：提言はスタジアムの話が出る前の話では？教授にはこのサンクチュアリの内容で了解してもらっているのか？（スポーツ）
- 市：教授にはサンクチュアリの設置については説明をしている。スタジアムについても大まかなところで理解いただいていると認識しているが、地図を見せて具体的な話まで詰めて了解をいただいたわけではない。
- 府：教授の了解は当然必要であるが、すべてを教授ひとりに責任を負わせるような対応は避けるべき。
- 府：全国的な環境保護団体（日本自然保護協会）のブログで反対表明があるなど、今後、反対運動へと発展する可能性もある。市としても覚悟を持って対処して欲しい。（スポーツ）
- 府：アユモドキの根にはどのような生物がいるのか調査できているか？（スポーツ）
- 市：できていない。
- 府：まずは、先生も含めて生物系や工学系の学者者に協力を得ながら、どのような生物がいるのかや、工法はどうやっていくのかとかなど、まずは専門家の意見を伺いながら保全対策を検討する必要があるのではないか。（自然）
- 府：工事の際の排水や運用後の芝生の農薬なども配慮が必要で、環境省の話では岡山でアユモドキの水路に工事のコンクリート廃水が流れ込んで大量死した件があったとのことである。（自然）
- 市：の上流でJRがかつて工事をした際には水質を浄化する機械を使って、河川に排水が流れないように工夫をしていた。（市）
- 府：アユモドキも含めた保全対策として、今後ワンドや水路の整備の話もでていて、更には遊水池を埋め立てることになるので、京都市にも影響していくことになるが河川改修も含めて亀岡市が主体的にやっていくということ考えて良いか。（スポーツ）
- 市：アユモドキの保全については主体的に亀岡でやるつもりではあるが、河川改修も含めて何もかもというわけには行かない。ケースバイケースと考えている。
- 府：アユモドキがいるところにスタジアム構想を持ってきた段階で今回のような問題は想定できたはず。専門家や関係課を入れて、共生ゾーンがこれだけで良いのかも含めて議論しないと何も始まらない。（スポーツ）
- 府：この場所にはアユモドキやも含めているような生物が生息している。保全対策について大きな方向性、大きな考え方を示さないと、環境省や文化庁、本府の許可も含めてストップする可能性がある。（自然）

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3～6 略

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第二百五十三条 1項 略

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 ～十三

十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五以下 略

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 略

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

第四条 法第二百五十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、当該き損又は喪失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は喪失し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

府：アユモドキの保全について、先ほどの市の説明で対外的な批判に対応ができるか？
大きな事業をするときは、今時は自然関係の専門家の意見を聞いて大丈夫となって初めてやり始めるのが普通。亀岡市が主体となってそこまで持つて行かないといけない。
今から初めて現場で動いているところを見せないと、なにも始まらない。(スポーツ)

府：市のなかでスタジアム設置と保全対策はどの課が担当していくのか？(自然)

市：市の各課にそれぞれ対応をしていくように指示が出ており、保全対策は環境が所管していくことになると思う。

府：調査から、保全対策、モニタリングを行っていく必要があり、今後かなりの経費も必要と理解しておいて欲しい。(自然)

府：調査をするのであれば通常、通年行う必要がある。少なくとも春から実施しないと通年調査ができない。(文化)

府：委員会組織を作って、学識経験者の指導を得ながら権威づけながら対策進めることが必要。これがなければ区に対しては説得できない。(自然)

府：スタジアムの整備内容を見ても桂川の土を取ってきて水田を埋め立てるといような非現実的な内容も多く、今後桂川の対策も含めてしっかりと詰めていく必要がある。(スポーツ)

市：1月28日にアユモドキ保全について文化庁の補助事業関連の保全委員会を開催する予定であるので、この際にも話がでると思うので、意見を聞いていきたい。

【まとめ】

◎アユモドキの保全などについて、今後、専門家による委員会を設置しての検討や調査、保全対策など、具体的な取組みを府市で協力して行っていく必要があることについて、共通の認識を得た。

第5号様式（第4条関係）

不開示決定通知書

亀岡市指令土第25号
平成29年1月24日

松尾寛治様

亀岡市長 桂川 孝 裕



平成29年1月10日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、亀岡市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称	1 亀岡駅北土地区画整理事業において、亀岡駅北口広場、都市計画街路亀岡駅北線等が、亀岡駅北土地区画整理組合又は業務代行者によってフェンス等で占用されているが、その一切の資料 2 1の占用の資料がない場合は、その根拠資料及びその理由書
開示しない理由	1 文書不存在 2 別紙のとおり
所管課等	土木建築部土木管理課 電話番号(0771)25-5043
備考	

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

理由書

亀岡駅北土地区画整理組合が、市道亀岡駅北線に設置しているフェンスについては、道路法に基づく手続きがされておらず、現在、早急に手続きをするよう行政指導しているところです。

開 示 決 定 通 知 書

亀岡市指令都整第10号
平成29年2月22日

松尾 寛治 様

亀岡市長 桂川 孝裕



平成29年2月10日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定しましたので、亀岡市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称	①亀岡駅北土地区画整理事業地の盛土計画の搬入別土量、土質検査結果及び土質検査の頻度に関する資料	
	②土質検査を行っていない搬入先及びその土量並びに検査を行っていない理由に関する資料	
③京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則に基づく埋立基準遵守や埋立ての状況など、土砂の埋立てに関する京都府関係機関や他機関との協議、相談状況、実地調査結果に関する資料		
公文書の開示の日時及び場所	日時	平成29年2月22日 午後1時
	場所	亀岡市役所 市民情報コーナー
所管課等	都市整備課 電話番号(0771)25-5076(内線3334)	
備考		

(注)

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課等に連絡してください。

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

	市長	副市長	部長	担当部長	事務担当部長	課長	担当課長	主幹	記録
区分	/	/	桂	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合議・供覧									
協議報告書									
日時	平成29年2月7日(火) 午前10時00分から午前11時00分まで								
場所	京都府南丹保健所事務室								
内容	亀岡駅北土地区画整理事業の土砂搬入に係る南丹保健所との協議								
出席者	相手方	京都府南丹保健所：木下主査、河原技師							
	組合事務局	清水建設：清野課長（組合事務局長）、森田事務局次長							
	亀岡市	都市整備課：山内担当課長、大西係長							
内 容									
【目的】									
亀岡駅北土地区画整理事業での盛土に係る京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手続きについては、組合が事前に南丹保健所に土地区画整理組合が施行者であることから、許可を受ける必要がないことを確認しておりますが、市民から南丹保健所に対し、同条例第9条に該当しない土砂で埋立てを行っているか確認して欲しいとの話しがあったため、今回、組合に対し説明を求められました。亀岡市も土地区画整理事業の技術支援の立場から、組合の説明の場に同席しました。									
【内容】									
南丹保健所									
京都府の土砂条例のことは、先方もよくわかっている。今回の事業が土地区画整理事業であるため、届け出義務がないことも承知している。ただ、条例のうち、第9条の埋立基準に適合している土砂で盛土されているかについてのみ、問い合わせをしてきている。どのように土砂を管理しているかを教えていただきたい。									
組合									
本事業での盛土量は、全体で約48万 m ³ 。そのうち約30万 m ³ については、桂川の改修事業で発生する高水敷掘削土。これについては平成28年末に1度土質検査を行い、土砂条例の埋立基準値内であることを確認している。他に市や国などの公共発生土も少量であるが受入れており、埋立基準に適合しているかは、口頭で確認している。また、民間からも土砂を受入れており、任意に土質検査を行い、埋立基準値内であることを確認している。この土質検査結果は、本日持って来ているが、南丹保健所がこの件をどのように処理されるのかを知りたい。									
亀岡市									
同様の内容で市へも問い合わせがあるので、市としても南丹保健所の対応を確認したい。									
南丹保健所									
土質検査項目は、どのようなものか。									

4.6 試料の採取

地質試料の採取は、スクリーニング試験、溶出試験等を適切に実施できるように行う。一方、水質試料の採取は、地下水のバックグラウンド値等を求めるための試験、工事の影響および対策の効果を把握するための試験を適切に実施できるように行う。

(1) 地質試料の採取

ここでいう地質試料とは、岩石・土壌試料のことである。地質試料の採取は、目的に応じて適切に行う。地質試料の採取は、露頭、ボーリングコア、工事施工箇所のり面・切羽、掘削すりなどから適宜行う。採取する地質試料の量は、試料内のばらつきを少なくするために、数kg以上とする。ただし、ボーリングコアなど、採取量が限られる場合は、コアの保存なども考慮し、適切な量とする。採取した地質試料は酸化を防ぐために密閉できる容器が袋に保存し、できるだけ空気との接触を避けるようにする。特に細粒の黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれている場合には、酸化防止のための細心の留意を払う。

1) スクリーニング試験に用いる地質試料の採取

試料採取は対象地域の構成地質のすべてを網羅するように行い、同一の構成地質について、自然由来重金属等の全含有量のばらつきを把握するため、同一構成地質毎に、空間的に偏りのないよう複数地点の地質試料を採取する。同一構成地質であっても、粒度および鉱物組成が異なるもの、風化および変質の程度が異なるものが対象地域に存在する場合には、必要に応じて粒度ごと、鉱物組成ごと、風化および変質の程度ごとに地質試料を採取する。さらに、同一構成地質で粒度、鉱物組成、風化程度、変質程度が同じもののなかでのばらつきをみるために、同一の粒度などの試料について2試料以上の採取を行う。スクリーニング試験用試料の採取は、施工前段階では、地質調査時に岩石・土壌の全含有量バックグラウンド値を求めるための地質試料採取と併用して行うと効率的である。

2) 岩石・土壌の全含有量バックグラウンド値試験に用いる地質試料の採取

対象地域周辺でどの地域がバックグラウンドとなるかは、以降の溶出試験などを行って対象地域周辺における自然由来の重金属等の特性に関する全体像を明らかにする必要があるが、施工前段階では資料等調査および地質調査の結果からバックグラウンドとなる構成地質を選定し、その構成地質について自然由来重金属等の全含有量のばらつきを把握するために複数地点から地質試料の採取を行う。岩石・土壌の全含有量バックグラウンド値を求めるための試験に用いる地質試料の採取は、スクリーニング試験用の地質試料採取と兼ねることが効率的である。

3) 溶出試験に用いる地質試料の採取

溶出試験に用いる試料の採取は、スクリーニング試験の結果、基準値を超えた構成地質を中心に行う。該当する構成地質における自然由来重金属等の溶出量のばらつきを把握するため、複数の地質試料を採取する。複数試料の採取の考え方は、スクリーニング試験に用いる地質試料の採取と同じである。

4) その他の試験に用いる地質試料の採取

その他の試験としては、構成地質の岩石記載学的な試験（薄片の顕微鏡観察）、鉱物分析、化学分析、透水試験などがある。これらの試験の結果は、上記の3種類の試験と関連づけることが肝要であり、上記3種類の試験に用いた地質試料の一部を縮分、分割などして試験に供する。

(2) 水質試料の採取

水質試料の採取は、目的に応じて適切に行う。

1) 地下水および表流水のバックグラウンド値を求めるための試験に用いる水質試料の採取

地下水および表流水のバックグラウンド値を求めるための試験に用いる水質試料の採取は、資料等調査および水文調査の結果から水に関するバックグラウンドとなっていると推定される箇所から行う。

2) 工事の影響および対策の効果を把握するための試験に用いる水質試料の採取

工事の影響および対策の効果を把握するための試験、いわゆるモニタリングのための水質試料は、それぞれ適切な箇所から採取する。

平成22年3月

建設工事における自然由来重金属等含有土砂への
対応マニュアル検討委員会

組合

条例に準じて、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロムなど、規程の項目を検査しており、検査結果については、すべて基準値以下であり問題ないことを確認している。

南丹保健所

了解した。先方へは組合から説明を受け、盛土材の管理については次のように確認したと回答する。

「京都府の搬入土は、平成28年度に1回土質検査を行っており問題ない土砂であることを確認している。国や市からの土砂は、少量であり土質検査は行っていないが、搬入者側からは問題ない土砂であることを口頭で確認している。NEXCO西日本や民間からの土砂は、搬入前に土質検査結果を貰い、それを確認している。なお、NEXCO西日本は複数回土質検査を実施しされており、それも確認している。」

もし、問合せがあった市民から、土質検査結果の開示を求められた場合は、組合へ直接連絡するよう回答してもよい。

組合

組合に問い合わせてもらうのはかまわないが、利害関係者でもない人への情報開示は、法的に開示する必要が無い書類であるため、組合の役員会などで開示の有無を決定する必要がある。

南丹保健所

了解した。

※後日（2月10日）、組合からNEXCO西日本の土質検査結果10月、11月、12月分を資料として提出があり、埋立基準の基準値内であることを確認しました。（別添資料）

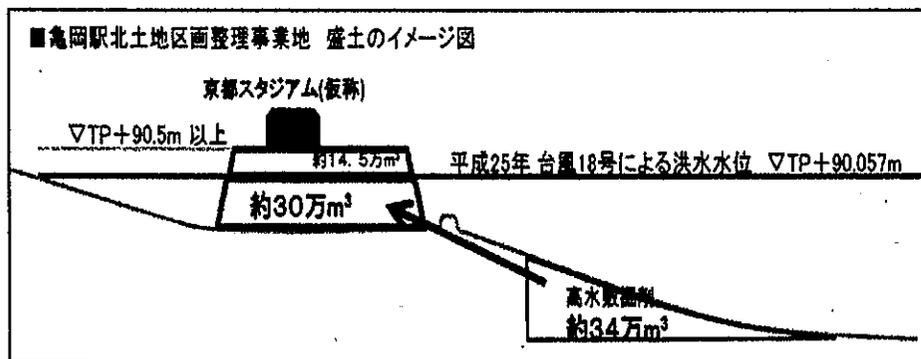
《参考》

- ・ 5月分：川西インター線No.6.1（搬出エリア）
- ・ 10月分：本川STA. 44+60（搬出エリア）
- ・ 11月分：本川STA. 44+40（搬出エリア）
- ・ 12月分：Bランプ 2+10（搬出エリア）

スタジアムは区画整理事業地内に建設するが、その土地は T.P.90.5m 以上の高さまで造成されることとなっており、実際、この高さで整備済みの駅前道路は概ね 100 年から 150 年確率規模の平成 25 年台風 18 号降雨による洪水(実績水位(T.P.90.057m))でも浸水しないなど一定の治水安全度を有している。

また、これまで洪水時に遊水機能を有していた土地に造成を行うことから、区画整理事業の約 30 万 m³の盛土量と同等以上の約 34 万 m³の桂川高水敷掘削を行うことにより、洪水の貯留機能を河川内に確保することで、造成により周辺地域などの安全性に影響が出ないようにされている。

このように、当該地及び周辺地域の安全性に十分配慮して進められている土地区画整理事業地に、スタジアムを建設するものである。



概ね100年から150年確率規模の平成25年台風18号降雨と書かれていますが、本当にそうでしょうか。この論拠は、上流から請田地点までの洪水到達時間から推測されています。しかし、18号台風では篠町柏原地区の水位は5時前後にピークとなり、保津橋での最高水位を記録したのは、その2時間前後です。

9時間で測定することは、逆流の実態を無視した論外の机上の議論ではないでしょうか。また、保津橋の最高水位などを見ると、単純に比較できるものではありません。

	9 時間雨 量 mm	累加雨量 mm	亀岡最高水 位	浸水面積 ha	浸水戸数 戸
昭和28年台風13号	173.8	287.9	9.18	690	1,350
昭和35年台風16号	199.3	323.5	9.25	700	1,400
平成26年台風18号	210.9	328.6	6.81	282	366

1 日吉ダム（管理開始 平成10年）の効果について、京都大学防災研究所水資源環境センター田中茂信氏は、「2013年台風18号による桂川の洪水氾濫」で次のように記述されています。

- ・ダムあり、なしに比べて亀岡盆地の浸水面積は、17%減少する結果となった。台風18号による豪雨では、ダムの有無での浸水範囲の違いは主に亀岡盆地上流部で現れ、盆地下流部は水位の変化ではあまり浸水範囲が減少しないことが確認できる。とされている。
- ・日吉ダムによる亀岡での水位低下効果は、約1.5m低下させたと推定される。

2 保津工区の河川改修は10年確率ですが、近年の圃場整備事業などにより、水田の保水機能は著しく落ちています。しかし、総合的な評価はされていません。そのようなところに公共施設を建設することは問題です。

しかも、北地区流域の雑水川の桂川霞や、影響の大きい曾我谷川の桂川霞は、10年確率さえ達していない部分があります。

なお、10年確率との表現は、10年に1回のように感じられますが、毎年9/10回は発生しないだけです。ですから10年間では65%で発生することとなります。

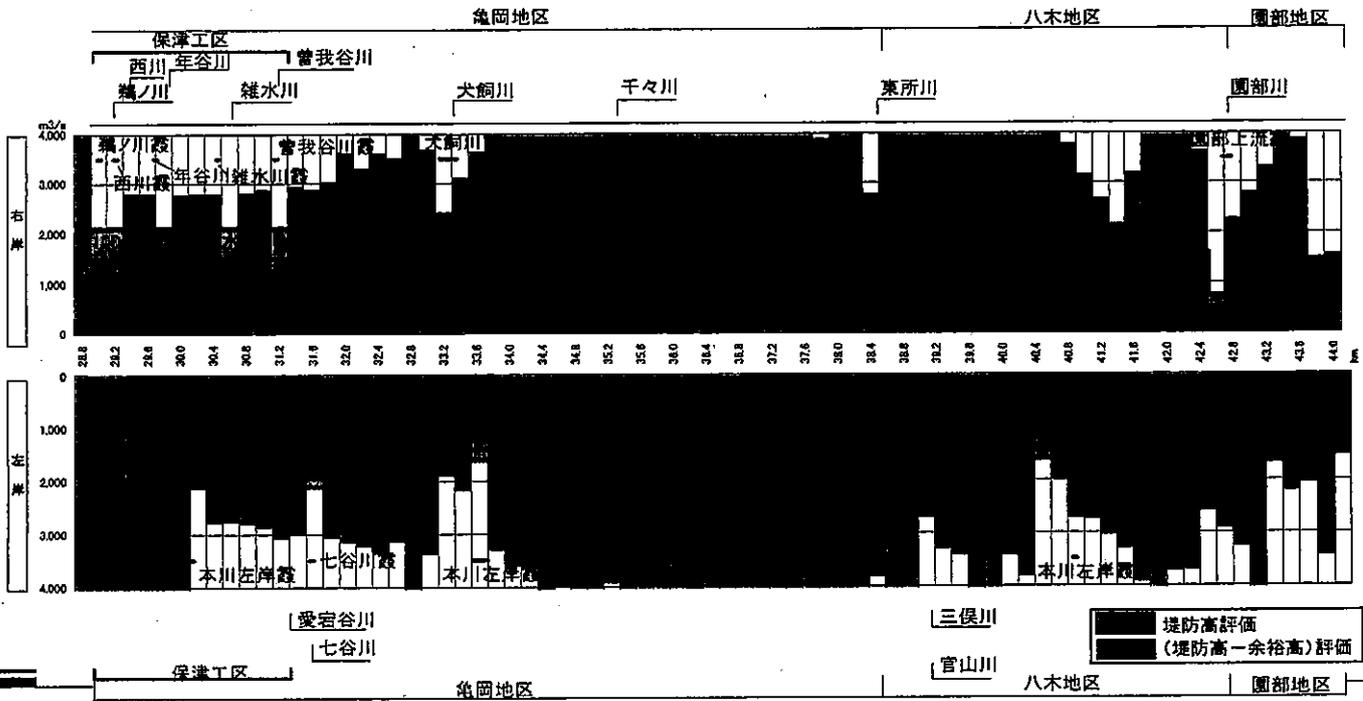
3 請田までの流れを良くし、亀岡市街地の洪水を防止する高水敷の掘削と、遊水地の機能を有する土地の埋立てを同一視する論外の議論です。洪水が霞堤からあふれた場合、亀岡市街地を守り、また、下流の京都市などを守る遊水地機能を有する土地を公共団体が埋め立て、京都府・亀岡市が巨大な施設を建設すると、民間の市街化調整区域で立地可能な開発をとどめることはできません。これは亀岡市街地だけでなく、下流地域の洪水を高めることにつながります。

盛土は48万m³計画されています。しかし、桂川高水敷以外の土14万m³の埋立てが計画され、すでに新名神や公共残土だけでなく、民間残土さえ埋め立てられていること無視されています。

2.洪水等による災害の発生防止又は軽減に向けた現状と課題④

【桂川本川】 現況の流下能力

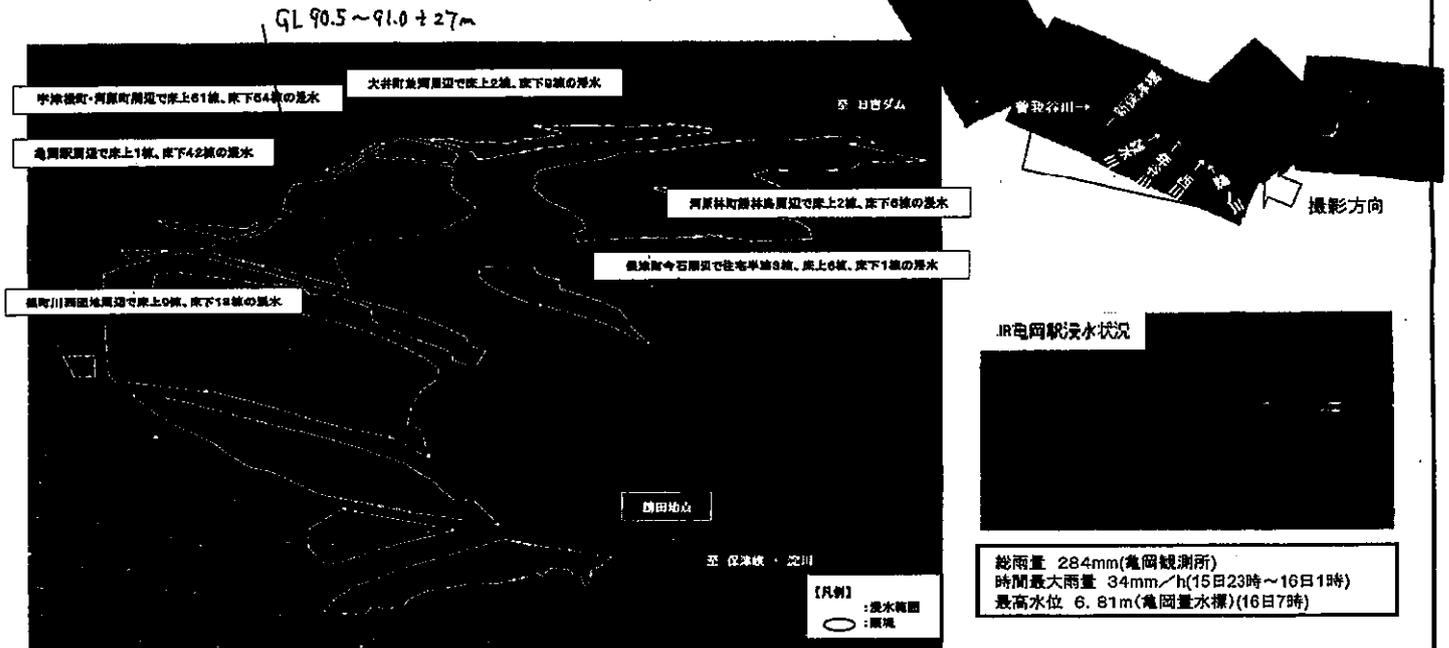
- 桂川本川では、現在までの治水事業により治水安全度は向上している。一部の無堤区間を除き、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水(1,500m³/s)を安全に流下する能力を有する。
- 桂川に存在する「霞堤」は、氾濫流を分散し下流への洪水流出を遅らせる機能を有しており、将来目標までの整備途上では「霞堤」を存置し、改修の各段階に応じ嵩上げする計画としているため、「霞堤」箇所での流下能力の評価は低くなっている。
- 下流の直轄区間が第一段階の整備目標としている平成16年台風23号と同規模の洪水(2,100m³/s)に対しては、流下能力が不足している。



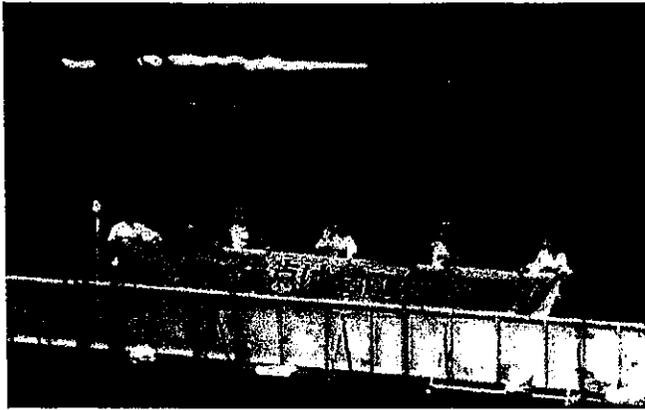
5. 桂川上流圏域の被害状況⑦ (本川の浸水被害)

桂川本川の浸水被害状況

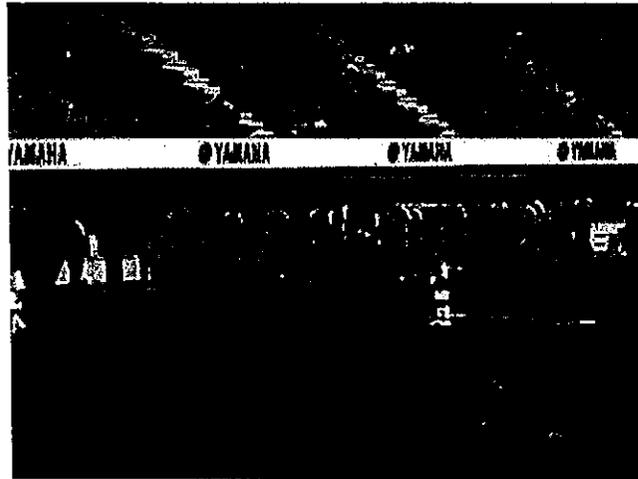
- 平成25年台風18号では、霞堤から浸水し、亀岡駅周辺も浸水被害を受けた。
- 浸水面積282ha、浸水戸数は床下浸水約260戸、床上浸水約110戸であった。
- 亀岡市では16日未明に約1,500世帯に避難準備情報を複数回に分けて地区ごとに発令した。



ユアスタ(仙台市泉区)



ヤマハスタジアム(ジュビロ磐田・ヤマハ発動機(ラグビー))



レベスタ(アビスタ福岡)



ベガルタ仙台のホームスタジアム

収容観客数 19,694人

フィールド 139×79m天然芝
アクセス 地下鉄から徒歩4分
仙台市泉中央駅前駐車場 930台
公園駐車場 180台
その他近接民間駐車場 750台

特長 地下鉄は1時間6本あり

仙台市の「ひとめぼれスタジアム宮城」は、陸上競技場で別物

収容観客数 49,133人
フィールド 139×79m天然芝
ワールドカップ開催

収容観客数 15,165人
記者席 84席

フィールド 芝面 111m×74.5m
ピッチ 105×66m
グランド周囲 人工芝

駐車場 1050台

エコバスタジアム
5万人収容 陸上競技場が
近接している。
ワールドカップ開催

コカコーラ・レッドスパークスの
ホームグラウンド

収容人数 22,563席(うち椅子席21,078)

面積 154×90m
天然芝 144×80m
駐車場 約2500台

特長
野球場、陸上競技場、テニスコート、
体育館、プールなどと併設

2016年 サンガの試合と終了予測時間

資料

終了予測時間=45+15+45+7(ディショナルタイム)+5=110分、早く帰る人110分、挨拶など待って帰る人125分

節	日時	対戦相手	会場	スコア	終了予測時間
第1節	2月28日(日) 16:04	水戸ホーリーホック	西京極	△1-1	帰宅集中時間 18時前後
第4節	3月20日(日) 16:04	V・ファーレン長崎	西京極	△0-0	18時前後
第6節	4月3日(日) 16:04	モンテディオ山形	西京極	○3-2	18時前後
第9節	4月23日(土) 16:04	徳島ヴォルティス	西京極	●0-1	18時前後
第11節	5月3日(火) 15:04	清水エスパルス	西京極	○2-1	17時前後
第12節	5月7日(土) 16:04	ジェフユナイテッド千葉	西京極	△1-1	18時前後
第15節	5月28日(土) 14:03	横浜FC	西京極	○1-0	16時前後
第18節	6月12日(日) 16:04	レノファ山口FC	西京極	○3-0	18時前後
第20節	6月26日(日) 19:04	松本山雅FC	西京極	●1-2	21時前後
第8節	6月29日(水) 19:04	ロアッソ熊本	西京極	△1-1	21時前後
第22節	7月10日(日) 19:04	ザスパクサツ群馬	西京極	△0-0	21時前後
第24節	7月20日(水) 19:04	カマタマーレ讃岐	西京極	○1-0	21時前後
第26節	7月31日(日) 18:05	セレッソ大阪	西京極	△3-3	20時前後
第27節	8月7日(日) 19:04	東京ヴェルディ	西京極	○2-0	21時前後
第29節	8月14日(日) 19:04	FC町田ゼルビア	西京極	○1-0	21時前後
第30節	8月21日(日) 19:04	北海道コンサドーレ札幌	西京極	△0-0	21時前後
第33節	9月25日(日) 17:04	ギラヴァンツ北九州	西京極	△0-0	19時前後
第34節	10月2日(日) 15:04	ツエーゲン金沢	西京極	△0-0	17時前後
第36節	10月16日(日) 15:04	FC岐阜	西京極	○1-0	17時前後
第38節	10月30日(日) 15:04	ファジアーノ岡山	西京極	○2-0	17時前後
第41節	11月12日(土) 14:04	愛媛FC	西京極	●0-1	16時前後

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H29.1.18 20:00~21:34)

会場(畑野町公民館)

テーマ(地域こん談会の内容についての意見交換)

京都スタジアム(仮称)検討特別委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	スタジアム建設に係り、以前、西京極球場では自転車で応援に行く人が多かったが、近隣からの苦情により制限され、応援者が減った経過がある。道路交通等の課題に関して十分に調査してほしい。	議会では特別委員会を設置して検討している。様々な問題点について、今議論しているところであり、いただいた意見を参考に、今後慎重に審査していきたい。	京都スタジアム(仮称)検討			
2	スタジアム建設に対して、どの程度の利益があると見込んでいるか。	京都府が経営、管理する施設であり、その利益については見込んでいない。市としては、スタジアムを地域として活用し、賑わいが創出・持続されるよう、防災備蓄を含め、諸施設の整備等、京都府に対して多くの要望を行っている。	京都スタジアム(仮称)検討			